

9 神奈川県開発審査会関連規定等

神奈川県開発審査会条例

〔 昭和 44 年 10 月 11 日神奈川県条例第 45 号 〕
〔 改正平成 25 年 12 月 27 日条例第 125 号 〕

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 78 条第 8 項の規定に基づき、神奈川県開発審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委 員)

第 2 条 神奈川県開発審査会（以下「審査会」という。）の委員は、7 人以内とする。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会 長)

第 3 条 審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会 議)

第 4 条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者。次項において同じ。）を含む過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員でない者の出席)

第 5 条 審査会において必要があると認めたときは、その会議に、市町村長、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明をきくことができる。

(幹事及び書記)

第 6 条 審査会に、幹事及び書記を置く。

2 幹事及び書記は、神奈川県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審査会の事務を処理する。

4 書記は、上司の命を受け、審査会の庶務に従事する。

(会長への委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日条例第 125 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

神奈川県開発審査会運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、神奈川県開発審査会（以下「審査会」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招 集)

第2条 会長は、あらかじめ会議に付すべき案件を示して、会議の日時及び場所を委員に通知しなければならない。

(会長の任期)

第3条 会長の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

2 会長が欠けた場合における新たに選任された会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(議場の秩序保持)

第4条 議長は、会議を主宰し、議場の秩序を保持する。

(議事説明者)

第5条 知事、鎌倉市長、藤沢市長若しくは秦野市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「議事説明者」という。）は、会議に付すべき案件について説明する必要がある場合は、会長の許可を得て、会議に出席することができる。

2 会長は、議事説明者に対し、出席をあらかじめ要求することができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。但し、公共の福祉、秩序の維持等のため必要と認めるときは、審査会の議決によりこれを公開しないことができる。

(会議録の調製及び保管)

第7条 会長は、書記をして会議録を調製させ、これを保管しなければならない。

(会議録の記載事項)

第8条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 説明のため出席した者の職・氏名
- (4) 会議に付した案件の件名
- (5) 議事等の経過
- (6) その他議長又は審査会が必要と認めた事項

2 会議録には、会議において定めた委員2名が署名しなければならない。

(会長への委任)

第9条 この規程に定めのない事項は会長が会議に諮り定める。

附 則

この規程は、昭和45年8月20日から施行する。

(中 略)

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

神奈川県開発審査会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県開発審査会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第3条 一般席の定員は、20人以内とし、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 神奈川県開発審査会の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(実施細目)

第8条 この要領に定めのない事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成14年6月7日から施行する。

開発審査会に関する法律及び政令

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）抜粋

（開発審査会）

第 78 条 第 50 条第 1 項に規定する審査請求に対する裁決その他この法律によりその権限に属させられた事項を行わせるため、都道府県及び指定都市等に、開発審査会を置く。

- 2 開発審査会は、委員 5 人以上をもつて組織する。
- 3 委員は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事又は指定都市等の長が任命する。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
 - （1）破産者で復権を得ない者
 - （2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 5 都道府県知事又は指定都市等の長は、委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その委員を解任しなければならない。
- 6 都道府県知事又は指定都市等の長は、その任命に係る委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。
 - （1）心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - （2）職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。
- 7 委員は、自己又は 3 親等以内の親族の利害に関係のある事件については、第 50 条第 1 項に規定する審査請求に対する裁決に関する議事に加わることができない。
- 8 第 2 項から前項までに定めるもののほか、開発審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県又は指定都市等の条例で定める。

都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）抜粋

（開発審査会の組織及び運営に関する基準）

第 43 条 法第 78 条第 8 項 の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1）開発審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定めるものとする。
- （2）会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するものとする。
- （3）開発審査会は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者。次号において同じ。）のほか、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができないものとする。
- （4）開発審査会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。

神奈川県開発審査会の所掌事務一覧表

(法＝都市計画法)

区 分	項 目
1 開発行為に関する審査請求に対する裁決	次の処分又はこれに係る不作為についての審査請求に対して裁決を行うこと。(法第 50 条第 1 項) (1) 開発行為の許可 (法第 29 条) (2) 変更の許可 (法第 35 条の 2 第 1 項) (3) 指定区域内における建築物の特例許可 (法第 41 条第 2 項ただし書) (4) 予定建築物以外の建築等の許可 (法第 42 条第 1 項ただし書) (5) 市街化調整区域内における建築物の建築等の許可 (法第 43 条第 1 項) (6) これらの規定に違反した者に対する監督処分 (法第 81 条第 1 項)
2 その他都市計画法によりその権限に属させられた事項	(1) 市街化調整区域内で行われる開発行為のうち、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められるものとして知事が許可しようとする場合に審議を行うこと (法第 34 条第 1 項第 14 号) (2) 市街化調整区域で行われる開発行為の伴わない建築等のうち、当該建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は著しく不相当と認められる建築物又は第一種特定工作物として知事が許可しようとする場合に審議を行うこと。 (都市計画法施行令第 36 条第 3 号ホ) (3) 土地区画整理法第 9 条第 2 項 (個人施行による土地区画整理事業の施行認可基準) 及び同法第 21 条第 2 項 (土地区画整理組合の設立認可基準) の規定により、市街化調整区域内において行われる土地区画整理事業の認可に際して、当該土地区画整理事業が、都市計画法第 34 条第 14 号に該当する場合に審議を行うこと。